

教育研究の状況に関する評価の構成について（整理）

教育研究評価の基本方針等（「これまでの審議状況」参照）

- 教育研究の特性を踏まえ、中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その質の向上と個性の伸長に向けた国立大学法人等の主体的な取組を支援・促進する評価を行う。
- 教育研究を高度化・活性化する見地から、積極的な取組、特に個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学を目指して展開される取組についても、適切に評価する。
- 国立大学法人等に対して国民の理解が深まるように、国立大学法人等の教育研究の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすことが必要。
- 教育研究の質の向上や個性化に向けた国立大学法人等の主体的な取組を支援・促進するため、各国立大学法人等の自己点検・評価に基づく評価とする。

教育研究に関する中期目標の達成状況、質の向上度及び水準の考え方

○ 教育研究に関する中期目標の達成状況の評価（「これまでの審議状況」参照）

各国立大学法人等ごとに法人単位で設定された中期目標に基づく業務の実績について、中期目標・中期計画の調査・分析を行うことにより、中期目標期間において当該目標がどの程度達成されたかを、法人単位で評価するものである。

その際、教育研究については、教育研究の質の向上に関する目標として設定されている（国立大学法人法第三十条第2項第一号）ことから、達成状況の評価では、中期目標期間終了時における状況とともに、中期目標期間における質の向上度を踏まえた評価とする。

○ 質の向上度を踏まえた評価（資料4で検討）

中期目標の達成状況を把握するため、中期目標期間に教育研究の質がどのように向上したかという視点を踏まえ、評価を行う。このため、質の向上度は、達成状況の評価の不可欠な要素として位置づけられる。

○ 教育研究の水準に関する評価（「これまでの審議状況」及びこれまでの委員会資料参照）

国立大学法人等の教育研究の持続的な質の向上に資するとともに、国立大学法人等の教育研究の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす観点から、それぞれの教育研究の活動及びその成果等の状況が、どの程度の水準にあるかを示すものである。

教育研究の水準に関する評価は、中期目標の達成状況の評価と異なる視点からの評価であり、また、教育研究の基本組織である学部・研究科等の水準判定結果を踏まえて法人全体について評価を行う。

（注）中期目標に基づく重点領域研究等の水準判定

研究の成果に関する中期目標の達成状況の評価では、研究成果の水準の判断が必要であるため、上記の教育研究の水準に関する評価とは別に、達成状況の質的評価としての水準判定を行う。